

## 同封サービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大東商工会議所（以下「商工会議所」という。）が会員企業に定期的に配布している広報物に、企業からの販売促進のためのチラシ広告等を同封することにより、会員企業の経営発展に資することを目的とする。

### (事業の利用対象者及び遵守事項)

第2条 本事業は、同封するチラシ等、または、作成責任を有する企業等に対して与信を与えるものではない。

2. 本事業の利用者（以下「利用者」という）は下記事項を遵守しなければならない。

- (1) 法令に違反し、または抵触しないこと。
- (2) 公の秩序または善良な風俗に反し、または反するおそれのないこと。
- (3) 人権を侵害するおそれのないこと。
- (4) 政治、宗教または思想に関する主張、批判等の内容でないこと。
- (5) 誹謗、中傷、虚偽、誇大な表現がされていないこと。
- (6) その他、本事業運用上適当と認められること。

### (利用の不許可及び繰延べ)

第3条 本事業の利用を希望する者が前条に反する場合、または、その他の理由により不相当と認められる場合は本事業の利用を許可しない。

### (チラシ等の内容に関する責任)

第4条 チラシ類の内容に関する責任は、一切利用者に帰属する。

### (事業利用に関するトラブルの対応)

第5条 本事業利用に関する手続き上のトラブルは、当所及び利用者双方が誠意をもって対応する。なお、利用者が当該事業利用により生じた取引上のトラブル等については、当所は一切の責任を負わない。

### (事業の利用料金等)

第6条 本事業利用料金については、大東商工会議所折込み業務に関す

る規程の別表に定める料金を、チラシ類の納品時までには納入する。

(チラシ類の大きさ)

第7条 同封するチラシ等の大きさは、最大A4版とし、A4版以上の場合はA4版の大きさに折りたたんだうえで納品しなければならない。

(チラシ類の納品部数と納品日)

第8条 チラシ類は、利用者各自で会員相当数を用意し、配布月の20日までに当所に納品しなければならない。なお、残部は原則として返却しない。

(事業利用申請方法)

第9条 本事業の利用を申請する者は、別添利用申込書に必要事項を記載・押印し、配布月(初回)の10日までに、折込み印刷物のサンプル(または原稿)と共に当所へ提出する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に協議し、決定する。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。